

氏名：

部門：

■問1. 回覧されている特許公報(SDI)等から、「気になる」登録特許公報を1つ選び、以下の情報を書き出しましょう。

特許番号：

特許権者：

■問2. 特許公報に記載された発明(特許発明)が解決している「課題」を、特許公報の記載を参考に以下に記入しましょう。
自身の言葉に言い換えて構いません。

* 例:「焼き上がり時に、切り餅が膨張しいびつになり、きれいに焼けない」

■問3. 特許公報の【特許請求の範囲】に記載されている請求項のうち、もっとも権利範囲の広い請求項を1つ選びましょう。
その請求項を構成要素に分解し、次ページ「構成要素対比表」の【特許発明】の列に記入しましょう。

* 例:「【請求項1】上下面に十字形に深さ3mm以上のスリット、および、側面全周にスリットが入った切り餅」

■問4. 問2で挙げた課題(以降、課題P)の解決に、それなりに寄与していると思われる構成要素の一つを選び、以下に記入しましょう。

* 例:「上下面(のスリット)」

■問5. 問4で挙げた構成要素(以降、構成要素E)が、課題を解決する上でどのような役割を果たしているか、自身の言葉で説明してみましょう。その際、「その構成要素は、どのような機能を持っているか」「どのような原理で、課題の解決に貢献しているか」と問いかけてみましょう。

* 例:「切り餅内の水蒸気とともに内部の餅が噴出さないよう、上下面のスリットは、加熱により発生した水蒸気を適度に逃がす役割を果たしている」
「上下面は面が広く、かつ、餅を焼く際に焦げて固くなるため、ここにスリットがあることにより、加熱により発生した水蒸気を逃がしやすくなり、餅の膨張が抑えられる」

■問6. 以下の設問に回答しながら、回避発明を創出してみましょう。

① 課題Pを解決できる範囲で、構成要素Eについて以下のように考えてみましょう。

「そもそも無くしてみたらどうか(削除)」「別の形状や材質、方法に置き換えられないか(置換)」

「記載がある数値範囲外に、構成要素についての数値を変更できないか(数値限定の範囲外へ)」

* 例:「上下両面ではなく片面にする」「スリットではなく貫通穴にする」「深さ3mm未満のスリットにする」など

② 上記①について考えた結果、課題Pの解決が不十分であると感じた場合、元の発明にない新たな要素を追加し改善できないか、考えてみましょう。

* 例:「片面にした上で、スリットを十字ではなく格子状にして密度を増やし、蒸気の逃げ口を確保する」

「片面は十字形、もう片面を絵(動物、キャラクター等)や文字列(数字、メッセージ等)の形のスリットにする」

③ 別紙1を用い、同様の検討を他の構成要素について行ってみましょう。また、その中から、課題Pをそれなりに解決し、特許権侵害を回避していると思われる発明の一つを選び、次ページの「回避発明」報告書に記入しましょう。